

島根地方最低賃金審議会

島根県はん用機械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業最低賃金専門部会

第4回会議 議事要旨

開催日時	令和4年10月24日（月）午前8時48分～午前9時26分		
開催場所	松江地方合同庁舎 共用第4会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 2人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	金額審議		
議 事 要 旨			
1 部会長が、本日の会議は島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程第5条第1項但し書により会議を非公開とし、同運営規程第6条第2項及び第3項により議事録を非公開とし、議事要旨のみを公開する旨説明した。			
2 金額審議において部会長が、前回会議の各側の主張の概要を報告した。			
3 労働者側・使用者側とも、引き続き公労・公使会議開催の意向であり、部会長が、公労・公使会議を行うことを決定した。 (公労・公使会議)			
4 公益委員から労使双方の意見を聞きながら、歩み寄りを図った結果、最終的に合意に達したことから、専門部会として全会一致で、引上げ額33円、時間額963円という結論で決議された。			
5 事務局へ専門部会報告書案及び審議会令第6条5項による答申文案の作成、配付が指示され、その間休憩となった。			
6 会議が再開し、専門部会報告書案及び答申文案が配付され、順次、審議の上、案どおり決議された。			
7 部会長が、答申文を労働基準部長に手交した。			
8 労働基準部長が謝辞を述べた。			
9 室長が、意見に関する公示（異議の申出）について説明した。			
10 部会長が、審議会令第6条7項による当専門部会の廃止を宣言し、閉会とした。			